

2023-4-17 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第14回）

○野口委員長 皆様、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第14回「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、事務局様より会議形態の説明と本日の委員の御出席状況について、御説明をよろしくお願いいたします。

○日野介護保険計画課長 介護保険計画課長でございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムも併用しての実施とさせていただきます。また、報道関係者以外の一般傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

続きまして、委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は委員15名全員の御出席をいただいております。

事務局につきましては、占部企画官が欠席ということになっております。また、和田企画官は用務のため途中で退席の予定でございます。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事に入らせていただく前に、資料及び運営方法の確認をさせていただきます。

事務局様のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○日野介護保険計画課長 最初に資料の確認をさせていただきます。ウェブ会議により御出席の委員におかれましては、事前に電子媒体でお送りしています資料を御覧いただければと思います。同様の資料をホームページに掲載しております。

まずは議事次第と委員名簿がございます。次に、資料として「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗について」、参考資料1として「地域による独自ルール等に関する資料の公表について」、参考資料2として「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について」を御用意させていただいております。

資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ウェブ会議により御出席の委員におかれましては、ホームページからダウンロードしていただくなどの御対応をお願いいたします。会場にお越しの委員におかれましては事務局までお申しつけください。

次に、発言方法等について確認をさせていただきます。ウェブ会議で御出席の委員の方々におかれましては、画面の下にマイクのアイコンが出ていると思います。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきます。御発言をされる際には、Zoomツールの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、野口委員長の御指名

を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。挙手しているにもかかわらず発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムのチャット機能や実際の挙手で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能ですが、原則としてはZoomの挙手機能にて意思表示をお願いいたします。チャット機能で御記載いただいた内容については、ウェブの画面、配信動画においても表示されますので、御承知おきください。

会場にお越しいただいている委員におかれましては、その場で挙手をしていただき、野口委員長からの御指名を受けてから御発言をお願いいたします。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、議事に入らせていただきたいと思います。

もし報道関係者の方がいらっしゃる場合は、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退席をよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題は「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗について」です。

それでは、現在の進捗状況について、事務局様のほうから資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○斎藤生産性向上推進官 ありがとうございます。

そうしましたら、資料「介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗について」を御覧いただければと思います。

2 ページ目をお願いします。こちらは本専門委員会の概要でございます。委員名簿と開催履歴につきましては、本日4月17日段階で更新してございます。

3 ページ目は、令和4年11月7日に公表が行われた本専門委員会の取りまとめの概要でございます。マル1の標準様式からマル5のその他の課題まで5つの項目につきまして、取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性をまとめております。また、左下部分でございますが、今後の進め方として、「専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び『電子申請・届出システム』の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である」ということも取りまとめの中で示されてございます。

このような取りまとめの内容も踏まえまして、事務局からは各項目における取組の進捗状況に関する御報告を中心にさせていただきます。

4 ページ目には本日のテーマを載せてございますので、御確認いただければと思います。

1 つ目のテーマといたしまして、5 ページ目からは標準様式についての内容でございます。

6 ページ目は、取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性として、国が示している

標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきであることや、指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきであること、また、標準様式の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきであることなどがございます。

次に、負担軽減策に対する取組の進捗についてでございます。調査研究事業において、地方公共団体における標準様式の使用状況等について調査を行い、令和5年3月に調査結果等を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行ったことや、「電子申請・届出システム」に関連する自治体向けの手引骨子の作成を行ったこと、最後に、令和5年3月に、国が示している標準様式の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示について、所要の改正を行ったことを記載してございます。

7ページからは、簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口についてでございます。

8ページ目をお願いします。取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性として、専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い、公表を行うべきであることや、要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきであること。受付フォーマットや運営方法については今後も随時検討を行うべきであることなどがございます。

次に、負担軽減策に対する取組の進捗についてでございますが、第13回専門委員会において、9月29日の窓口設置から10月19日の期間に提出された要望の内容及び件数等について公表を行い、令和5年3月に厚生労働省ホームページにおいて、2月21日までの受付状況について掲載し、周知を行ったこと。また、第13回専門委員会の中では、主な内容の御確認と御議論をいただき、地方公共団体に対する要望については、必要に応じて助言等を厚生労働省から行っているところであること。受付フォーマットや運営方法につきましては今後も随時検討を行う予定であることを記載してございます。

9ページには令和4年9月29日の設置から令和5年3月31日までの要望提出状況を掲載しております。表は国と地方公共団体に対する分類ごとのチェック数が何件あったかを表してございます。※印部分に記載してございますが、分類の重複を排した提出意見の件数は369件でございます。

受付対象の要望としましては、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望となっておりますが、多岐にわたる内容で要望を提出していただきまして、いただいた要望の中で窓口の受付対象外の要望の例を、御参考としてこちらのページに記載してございます。

10ページ以降14ページまでに、各分類ごとの提出いただいた主な要望を載せておりますが、お時間に限りもございますので、要望の詳細につきましては資料で御確認いただければ

ばと思っております。

10ページの右上は凡例となっておりますが、青線囲みにつきましては国に対する要望となっており、オレンジの点線囲みが地方公共団体に対する要望となっております。こちらの項目の中で、様式・添付書類に関連する要望が10ページ、11ページはシステムに関連する要望、12ページは提出方法に関連する要望となっておりますが、こちらでいただいている主な要望の中には、令和5年3月に公布されました標準様式とシステムの使用を基本原則化するための改正等を踏まえた、取組を進めていくことにより応えていくことができる要望内容も多くございます。

13ページ、14ページにつきましては御確認いただければと思います。

16ページからは「電子申請・届出システム」についてでございますが、取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性として、手引や操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきであること。早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきであること。利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきであること。機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきであること。システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきであることなどがございます。

負担軽減策に対する取組の進捗についてでございますが、令和4年度老人保健健康増進等事業において、「電子申請・届出システム」に関連する手引骨子（自治体向け）の作成を行ったことや、早期利用開始自治体に対する伴走支援を実施しており、今後、運用開始した地方公共団体の好事例を収集し、横展開を行う予定であること。利用開始時期の意向調査の集計につきましては適宜実施をしており、直近では令和5年2月17日時点の利用開始時期の意向調査結果を厚生労働省ホームページに掲載したこと。機能は早期利用開始の地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行っていくこと。また、令和5年3月に、システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するための取組として、介護保険法施行規則と告示について所要の改正を行ったことを記載してございます。

17ページは「電子申請・届出システム」に関する導入スケジュールでございます。令和7年度までに全ての自治体が利用開始というところに向けまして、第1期、第2期、第3期と利用可能な自治体を順次拡大してまいります。

18ページには、令和5年3月31日時点の自治体の利用開始時期の意向調査結果を載せておりますが、1,794の自治体を対象として調査を行っており、1,437自治体から回答があり、回答率は80.1%となっております。現在未回答である自治体や「その他」で回答をいただいている自治体に対しましては、担当者の方への連絡等を行っているところでございまして、早期の回答完了へ向けて、引き続き継続的にフォローを行ってまいります。

19ページ目は、3月31日時点の都道府県ごとの利用開始時期の意向調査結果を載せてご

ざいます。都道府県ごとで回答率や利用開始時期にも差が出てきてございますので、引き続き都道府県担当者の方々や、都道府県の中で早期の利用開始いただいた自治体担当者の方々などにも御協力をいただきながら、また伴走支援なども実施しながら早期利用開始自治体の拡大に向けた取組を進めてまいります。

21ページからは、地域による独自ルールについてでございますが、地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきであることや、専用の窓口へ提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきであることなどがございます。

負担軽減策に対する取組の進捗についてでございますが、令和4年度までの地方公共団体の文書負担軽減に係る取組状況については、インセンティブ交付金において評価結果等を厚労省ホームページに掲載したことや、調査研究事業の調査結果等を踏まえて、地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し、令和5年3月に厚労省ホームページに掲載したこと。また、専用の窓口へ提出があった要望の中で独自ルールに関する要望を整理し、令和5年3月に厚労省ホームページにおいて2月21日までの受付状況について公表を行ったことなどがございます。

22ページ目は、令和4年度インセンティブ交付金の文書負担軽減に関する評価指標を掲載しており、23ページ目につきましては、そちらに対する評価結果を載せております。

24ページ目は、令和5年度の評価指標でございます。赤字部分が令和4年度からの変更点となっております。主な変更点といたしましては、ア、指定申請等に関する押印については、全てを不要とした際に評価となることや、イの提出方法につきましては、原則、システム・電子メール等による提出とすることなど、さらなる文書負担軽減へ向けた取組を推進していくために評価指標の見直しを実施してございます。

25ページ目につきましては、先ほどの評価指標に対する令和4年度までの取組の評価結果を掲載してございまして、赤字部分が23ページの前年度の取組結果と比較して実施率の下がった部分でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたような評価指標を変更した項目が多くなってございます。

26ページからは、老健事業の調査結果の概要となっております。最初に、自治体アンケート調査結果の概要でございますが、800の自治体に回答の協力をいただきました。調査結果1には、国の標準様式の利用状況について調査結果を載せており、赤い囲み部分でございますが、総合事業の指定申請等について、「国が作成したすべての様式例を利用している」と回答した自治体は全体の約6割であり、加算の届出に関する様式例については、約9割が「すべての様式例を利用している」と回答があったところでございますが、「すべての様式例を、修正等を加えずに利用している」と回答した自治体は、総合事業の指定申請では約3割、加算の届出では6割程度にとどまったという調査結果でございました。

調査結果2につきましては、加算の添付文書の取扱いについての調査結果を載せておりますので、こちらにつきましては、御確認いただければと思っております。

27ページには、アンケート調査に回答いただいた自治体の中で、都道府県から広域連合までの6区分ごとに各1団体に協力いただき、ヒアリング調査を行った結果の概要となっております。総合事業の届出の標準様式例に追加や修正等をしている理由や、加算の届出時の不備事例、不備防止の取組などにつきまして、ヒアリング調査結果の概要を載せておりますので、詳細の内容につきましては、御確認いただければと思います。

28ページには、事業所アンケート調査結果の概要を載せており、1,133の事業所に御協力いただきました。調査結果1には更新申請に係る申請書類作成の負担の状況について載せており、約7割が「大きいと思う」または「どちらかと言えば大きいと思う」という回答があった一方で、令和2年以前に更新申請を行ったときに比べると、「負担が軽減したと思う」または「どちらかと言えば軽減したと思う」という回答が約3割あり、これまでの文書負担軽減の取組の進捗状況につきましても、一部ではございますが確認することができました。

調査結果2につきましては、加算の届出に係る事務負担の状況に関するアンケート結果の概要となっておりますので、併せて御確認いただければと思っております。

29ページには、アンケート調査に回答いただいた事業所の中で、サービスごとに1団体に協力いただきヒアリング調査を行った結果の概要となっております。具体的な内容につきましては御確認いただければと思いますが、更新申請時の提出書類や提出方法について、特に負担が大きいと感じる点や、特に文書負担が大きいと感じる加算の負担の要因、また、更新申請時や加算の届出時における文書負担軽減や不備等の防止のための自治体の取組の好事例などの概要を載せてございますが、標準様式やシステムの使用原則化の対応を円滑に進めていくことによって、解消できる部分なども多くございますので、自治体に対する周知なども含めまして、引き続き取組を進めてまいります。

30ページからは参考資料となっております。31ページ目には、窓口のフォーマットを掲載しております。

32ページには「電子申請・届出システム」の概要を載せておりますので、参考としていただければと思います。

33ページ、34ページにつきましては、規制改革実施計画の内容を掲載しておりますので、こちらも併せて御確認いただければと思います。

続いて、参考資料について御説明させていただきます。参考資料1「地域による独自ルール等に関する資料の公表について」を御覧いただければと思います。こちらは令和5年3月30日に発出しました事務連絡でございますが、厚生労働省で作成したローカルルールに関する資料と、令和4年度の老健事業の調査結果（概要）の掲載先を載せており、ローカルルールに関するアンケートやヒアリング調査結果の概要について、詳細を載せたページのURLなどを掲載しております。

次に、参考資料2について御説明をさせていただきます。「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について」を御覧ください。「第1 改正の趣旨」の部分には

令和4年11月7日に本専門委員会で取りまとめていただいた内容を記載しており、2ページ目の「第2 改正の内容」の部分には、介護保険法施行規則の一部改正の内容として、アの部分に様式の原則化について、イの部分にシステムの原則化について記載がございます。こちらの(2)には告示に関する改正内容を記載してございますが、省令と近い内容となっておりますので、こちらは御確認いただければと思います。

次に、「第3 施行期日等」についての部分でございますが、施行期日及び適用日については令和6年4月1日としており、「電子申請・届出システム」につきましては、経過措置として、令和8年3月31日までの間に当該準備を完了しなければならないこととしております。このような改正に合わせて、自治体におかれましては、条例等の改正が必要となることなどもございますので、令和5年度については、引き続き伴走支援なども実施しながら、システム等の円滑な利用に向けたフォロー等を行ってまいります。

資料の説明につきましては以上となります。ありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様から御意見を頂戴したいと思いますのですが、本日は会場にいらっしゃっている先生もいらっしゃいますので、私から手挙げが見えませんが、もし御発言がある場合は事務局様のほうにお伝えいただければ指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、皆様、いかがでしょうか。遠藤委員、よろしくお願いたします。

○遠藤委員 介護付きホーム協会の遠藤でございます。

それでは、私のほうから感想を述べさせていただきます。まず、事務局の皆様には昨年11月の取りまとめを踏まえた取組の進捗につきまして、丁寧に整理していただきましてありがとうございます。着実に進展していると受け止めております。厚生労働省及び全国の自治体の皆様の御努力に心より感謝申し上げます。

各テーマにつきましてですが、まず標準様式についてです。標準様式の使用を基本原則とするために法令上の措置を行っていただいたことは大きな成果だと思っております。ただし、加算の添付書類や総合事業の届出書類の中には、国の標準様式が定まっていない書類も一部残っていたと思います。全ての行政文書について国が標準様式を整理していただき、様式の全国統一の実現に向けた引き続きの取組をぜひお願いしたいと思います。

次に、要望を提出できる専用窓口についてです。昨年9月の窓口設置以降、多くの要望が寄せられ、また、その要望についても自治体に助言を実施していただいていることが確認できました。主な要望を拝見いたしますと、まだまだ多くのローカルルールが残っているなど感じました。様式の全国統一と併せて、独自様式が可能となるケースの判断基準を明確化して、生産性向上を阻害するようなローカルルールが解消されることを望んでおります。引き続き自治体の皆様と積極的なコミュニケーションをお図りいただいて、取組の実効性を高めていただきたいと思います。

次に、「電子申請・届出システム」についてです。様式の全国統一と同様に、自治体の

システム利用の原則化を令和7年度までと期限を区切った形で法令上の措置を行っていたことは、大変評価できる成果だと思います。

また、自治体向けの手引作成や第1期のシステム運用がスタートしたことについても感謝申し上げます。システムの導入の伴走支援や好事例の横展開に取り組み、令和7年度中に全ての自治体においてシステム運用が開始されることを期待しております。

また、事業者の準備を促進し、自治体間の好事例を共有する観点から、それぞれの自治体がいつからシステムの利用を開始する予定であるかについて定期的に公表していただければ、さらにありがたいと思います。

最後になりますが、その他の課題とされております事故報告の負担軽減についてです。リスクマネジメントに関する各種調査研究を進めていただいているものと思いますが、事業者の負担軽減効果の高い事故報告書の電子的な届出の実現に向けて具体的な検討を開始していただけるよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○野口委員長 遠藤委員、どうもありがとうございました。非常に貴重な御意見だと思います。

それでは、橋本委員、よろしく願いいたします。

○橋本委員 ありがとうございます。

非常に簡潔に分かりやすくまとめていただいてありがとうございます。内容とは違うお話になりますが、21、22ページで説明いただいた地域の独自ルールについてというところで、今まで議論されていたことがまとめられてホームページに掲載されていると思います。その場合に、私たちは1年から2年にわたって文書の負担軽減の取組の会議を行っているのですが、ホームページに掲載されたことは、市とか国とかの行政と事業所間のことと十分理解しているのですが、現場の事業所から、私どもに質問があったのが、例えば押印の見直しによる簡素化について、「今後もう判こを押さなくていいのですね。では、サインはどうなるのですか」とかいう質問が出てくるのです。事務所と利用者さんとの契約事項にサインをいただかなければいけないということがよくあると思うのですが、その区別ができていない。私たちが話し合っているのは行政と事業所間のことであるが、ホームページを見た事業所等現場の人たちは、勘違いをされている。事業所と利用者さんとのサインの有無やフォーマットはどうか、等の質問が多くありました。原則として行政と事業所間の取決めの議論が行われていますということを明記した方がいいのではないかと思います。

以上です。

○野口委員長 橋本委員、どうもありがとうございました。実はそれに対する問合せがいっぱい来ていて、これはあくまでも官、民であるということをもうちょっと明記しなければいけないということはおっしゃるとおりだと思います。

事務局様、今の御意見に対していかがですか。

○日野介護保険計画課長 ありがとうございます。計画課長でございます。

御指摘の点はおっしゃるとおりでございます。この専門委員会におきましては、行政と事業所の間を基本的にメインフィールドで御議論をしていただいているということになりますので、そこら辺が分かるように工夫をさせていただければと思います。

以上でございます。

○野口委員長 何とぞよろしくお願ひいたします。私も問合せの内容を見ていて結構その問合せが多いなと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、濱田委員、よろしくお願ひいたします。

○濱田委員 よろしくお願ひいたします。

6ページの「負担軽減策に対する取組の進捗について」の中に記載のとおり、各自治体での「電子申請・届出システム」、国が示している標準様式の使用について基本原則化していただきましたことに、厚生労働省及び都道府県、市町村、関係者の皆様に感謝を申し上げますと存じます。引き続き導入へ向けた支援・助言等を検討、実施いただき、円滑な導入が促進されますように御配慮をよろしくお願ひいたします。

10ページ以降には個別の御意見・御要望ということで、「実績とモニタリングのほかに『介護予防サービス等利用状況報告書』が存在する自治体がある」との要望がございますが、特に介護予防支援については、過去のタイムスタディで業務時間が居宅介護支援の約77%程度の業務時間となっていると伝え聞いております。過去の何らかの経過の中で新たに設けられた帳票とは思っておりますが、保険者の皆様からも介護予防支援は特に受託先が見つかりにくいなどの課題も指摘されております。このため、他の帳票類も含め介護報酬を考慮した業務負担の在り方となりますよう、関係者相互の取組が今後とも必要ではないかと考えますので、引き続き助言・支援等をよろしくお願ひいたします。

また、同じく専用窓口への要望ということで、サービス提供票等のやり取りについては、システムによる提出を可能としてほしいや、要介護認定調査の結果や主治医意見書の写しをデータで入手できるようにしてほしい、あるいは実績のやり取りも「原則」オンラインとしてほしい等の意見が出されております。これらにつきましては、今後医療・介護情報基盤整備及びケアプランデータ連携システムが活用されるに当たりまして、担当する居宅介護支援事業所や介護保険施設、居住系施設、地域包括支援センター等の担当介護支援専門員が閲覧できるようになりますれば、申請手続の効率化も図れると考えられます。ケアマネジメントを実施するに当たり要介護認定調査情報が必要となりますが、開示申請に保険者及び介護支援専門員双方で事務負担が発生しており、申請に当たって本人確認のために申請と交付で二度以上窓口で手続が発生するところもあると伺っております。双方の事務負担軽減のためにも、電子申請及び電子的な交付の取組につきまして推進できますよう、引き続き御配慮をよろしくお願ひいたします。

18ページには利用開始時期の意向について記載いただいておりますが、全体の13.7%が「その他」ということございまして、これらにつきましても内容の把握及び要因の解決

が進められることを期待いたしております。

26ページの調査結果1では、標準様式の活用が進められているものの、まだ進捗状況のばらつきが散見されるということもございますので、引き続き少し長めのスパンでも結構かと思っておりますが、定期的な普及状況の把握などが必要と思われまますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。情報共有については別途厚生労働省様のほうでまたプロジェクトが進んでいる旨、漏れ聞いておりますけれども、御質問ではなかったのですが、「その他」の内容把握というのはいかがでしょうか。大体できているものなんでしょうか。

○日野介護保険計画課長 「その他」でございますが、取りあえず今、80%の保険者、1,437に御回答いただきまして、そのうち第1期から第7期までをお答えいただいているのが1,200弱ということになります。「その他」のところは、例えば時期を明示していないとかそういった状況になっていますので、そこら辺は具体的に時期を明示していただくような形で今後働きかけをして、左側のほうに数字を寄せていきたいと思っております。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

濱田委員、それでよろしいですか。

○濱田委員 それで結構です。どうもお手数をおかけしました。よろしくお願いいたします。

○野口委員長 どうもありがとうございます。

それでは、小泉委員、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。全国老人福祉施設協議会の小泉でございます。

まず、標準様式の使用を基本原則化するための取組として、所要の法令上の措置を行うことは大変有効な対応と考えます。早急な対応に感謝を申し上げます。

また、「電子申請・届出システム」におきましても手引骨子の作成など対応いただきまして感謝しております。各自治体も大変かと思われまます、早期に実施できることを期待しております。

9月29日より窓口が設置されましたけれども、さらに事業者に対する周知徹底により、より多くの意見を集約し、納得感のある負担軽減が推進されることを希望いたします。

さらには、行政側のみならず、事業者側もDXの推進と生産性の向上に最大限の努力を行う必要があると考えます。双方の状況を理解し考慮しながら推進すべきものと考えます。

当初から要望が多いのが電子メールによる書類の提出であり、12ページの要望にも意見が多いので、ぜひともその方向性で検討いただきたいと思います。また、自動で送付確認ができる形式としていただきたいと思います。

それから、更新申請、加算の届出にしましても期限があり、期日までに提出がされなか

った場合は更新ができなかったり、加算が算定できなくなりますので、さらに最近の郵便事情を考慮すると、メールのほうが安心であると考えております。

更新申請につきましては、そもそもなぜ更新が必要なのか、原点に立ち返って検討すべきではないかと考えます。つい先日この更新申請をしましたが、確かに簡単にはなりまして、いろいろなものが省略できるようになったのですけれども、やはり何のためにやっているのだろうかと思うことが非常に多いように感じました。

それから、全体的には負担軽減が進んでおり、事業所側としても実感をしているところではあります。今後とも双方でコミュニケーションを取りながら、行政、事業者双方にメリットのうかがえる方向性で推進していくべきと考えます。

全般的にはこの介護分野の文書に係る負担軽減においては順調に進んでいると考えられます。一つずつ丁寧に小さな対応をしていくことで意義のある取組となることと考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○野口委員長 現場からの声、大変どうもありがとうございました。

それでは、山際委員、よろしくお願いいたします。

○山際委員 ありがとうございます。民間介護委員会の山際でございます。

本日御報告いただきましてありがとうございます。この分野で確実に改善が進んでいるということについて確認をさせていただきました。

私からは3点、意見と感想を述べさせていただきたいと思います。1点目は標準様式の部分ですけれども、法令の措置を取るということで、ここについては大きく前進したと評価しております。厚生労働省の皆さんや自治体の皆様の御協力に感謝を申し上げたいと思っております。

2点目の「電子申請・届出システム」ですが、先ほど来資料が出ておりましたが、特に町村の回答がまだ低い状況と見受けられます。回答がまだ72%ということで、ここの辺りの小さな自治体の方々への伴走型の支援をぜひ強化していただければと考えております。

3点目は独自ルールについてですが、今回の御報告を頂戴しまして、より実態が明らかになってきたと考えております。例えば資料の26ページに掲載しておりますが、標準様式をそのまま活用しているという自治体の数なども御報告をされておりますが、例えば総合事業については34%、加算については55.9%ということで、実は標準様式をそのまま使っていない事例も非常に多いということが分かっております。ということで、こうしたルールそのものであるとか、あるいは運用のところで、善意であっても多少この様式に手を加えてしまうと事業者側としては非常に手間がかかるということで、ぜひこの辺りの見直しということについて具体的な手を打っていく必要があるだろうと考えております。

これに関連して参考資料1のところでも2つの老健事業の中身が示されております。例えば三菱UFJさんが行った調査について出されていますが、事業者へのヒアリングでかなりリアルな実態が出されていますので、ぜひこの辺りも参考に、今後の改善ということで進

めていただければと思っています。

具体的にヒアリングの中身で出されているのは、様式とか明確なローカルルールということ以外にも、例えば押印の有無であるとか、提出書類の締切日の違いであるとか、提出方法、あるいは提出の部数の違い、各種証明書は原本が必要なのか、写しでいいのかどうか。あるいはメール送信の際のファイル名とかファイル様式の違い。本当にちょっとしたことです。これらの違いがあることによって、広域で行っている事業者にとっては、全ての自治体の状況をきちんと把握して、自治体ごとの提出のための一覧表、チェックリストのようなものをつくらないと対応ができないということで、非常に手間がかかっております。1つの自治体でも違いがあると全て点検しなければならない、そうしたものについて手をかけているということをぜひ御理解をいただければと思っています。

同じこの三菱UFJの調査の中でまだ公表はされていないようですが、自治体調査のところで実はローカルルールになっていると認識されている自治体は極めて少数だということが数値で出てきています。自治体さんの側からすると、自分たちが特別なローカルルールをつくっているのか否かというのはなかなか判断しにくいのだらうと思います。したがって、今回明らかになったようなこういう実態について、ぜひ自治体の方にお伝えいただき、一つ一つの運用を含めた違いが出ると極めて大きな手間がかかるということについて、各自治体の理解の促進をぜひ図っていただければと考えております。

全体的には確実に前進をしてきていると思っていますので、この取組を引き続き進めていくということを確認させていただいて、私の意見と感想とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○野口委員長 非常に細やかな点について御指摘いただき、どうもありがとうございました。ファイル名とかは確かにそうですね。一々違ったりすると大変ですよ。ということで、大変参考になりました。どうもありがとうございました。

それでは、岩澤委員、よろしくお願いたします。

○岩澤委員 日本看護協会、岩澤でございます。

取りまとめで示されました各項目に関する負担軽減策の進捗状況について御報告いただきまして、ありがとうございました。お示しいただきました内容から着実に取組が進んでいるということが分かりました。順調に進んでいるということに感謝を申し上げたいと思います。

一方で、基本原則化となりましたけれども、「電子申請・届出システム」の利用開始時期に関する自治体の意向回答状況は、18ページを見ますと、まだ8割という値にとどまっておりますし、また、27ページの自治体調査の結果においても、様式例を一部改変するなど独自ルールがまだ残っているという状況が見てとれます。今回独自ルールの設定理由ということにつきましてもヒアリングを実施していただいておりますが、基本原則化の中でどこまでをやむを得ないと考えていくのか、その辺りの整理も今後必要ではないかと感じているところでございます。

また、専用の窓口へ提出された要望を見ましても、特にこの独自ルールにつきましては現場の負担感に改善の余地があるのではないかと感じております。専用窓口に対する事業者の期待というものは大変大きいものがございますので、自分たちの声が負担軽減にしっかりとつながっていくということを実感できるよう、引き続き継続的なフォローアップを行い、自治体における負担軽減策の取組状況について可視化を図っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○野口委員長 大変重要な御指摘、どうもありがとうございました。確かにどこまでやむを得ないと考えるかというスレッシュホールドについても近い将来議論をしていかなければいけないかなど。どこまでこの委員会の裁量権があるかどうか分かりませんが、それは非常に重要な点だと思います。どうもありがとうございました。

木下委員、お願いいたします。

○木下委員 全老健の木下でございます。取りまとめ、どうもありがとうございました。

私の意見は、今、山際委員がすごく丁寧にまとめていただいた内容と重なるところがありまして、まず現在の進捗は確かに従前と比べると着実に進んでおり、その実感が事業者側にもあります。ただ、一方で、複数種別の事業を県や市をまたぐ形で運営しておりますと、隣り合わせのような近い地域であっても物すごく温度差を感じる実態もあります。そうした実例が、山際委員のご発言にありました三菱UFJをはじめとした老健事業の調査結果に出ておりますので、そちらの内容をぜひ皆様に御覧いただきたいと思っております。

山際委員の御発言にもありましたが、その老健事業の調査では、負担軽減は行政と事業者の両方にとって間違いなく良い事のはずなのですが、どうもそこまで認識されていないのではないかなというように実態がアンケート結果から浮かび上がっておりました。また行政側のアンケートでは、部署間のルールや異なる地域同士でローカルルールを比較することがそもそも習慣にない、そういった考え方がない、という話も出てきておりました。

好事例の横展開を、といったコメントが今回頂いた資料の中に幾つか記載いただいております。規模によらず、すべての自治体が良い形で取組を進めるには、もちろん伴走支援が必要だとは思いますが、しかし、自治体や事業所がそれぞれ独自に工夫をする形ですと、自治体間の相違が広がり、結果的には事業者側のすべき対応が自治体により異なってしまう、新たなローカルルールにつながる、とならないか危惧します。良い取組、好事例を横展開し導入支援を行うことが、今後もっとも強化すべき点ではないかと思われ、ぜひ積極的に進めていただきたいと考えます。

以上です。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

引き続き自治体同士の理解、認識の違いという論点が出されましたが、この点も非常に重要な点だと思います。どうもありがとうございました。

それでは、江澤委員、よろしくお願ひいたします。

○江澤委員 ありがとうございます。資料に沿って3点だけ申し上げたいと思います。

まず、18ページ、先ほどから意見が出ております「その他」の13.7%です。都道府県でも6か所が「その他」に該当しておりますので、ぜひ自治体側とよく協議をして円滑に進めていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、19ページです。こちらを拝見いたしますと、おおむね令和5年度、6年度に利用開始時期が集中しておりますので、令和5年度ないしは令和6年度に今度は事業者側の負担軽減の実態についての調査をお願いしたいと考えます。

最後に、26ページでございます。調査結果1におきまして、こちらも先ほどから意見が出されておりますが、様式例の普及がまだまだ不十分と感じます。様式例の普及の目的、あるいは簡素化・標準化に伴うメリットを共有していくことが必要と考えますので、また丁寧に進めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

事務局様、いかがでしょうか。今の利用開始後の負担軽減の実態調査の実施ということについては、可能性はありますでしょうか。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

令和5年、6年辺りにシステム導入をしていただく自治体が集中しておりますので、その辺りの効果がどうなっていくのかというのは、調査研究事業などを活用しながらしっかりと把握をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。もし差し支えなければ会場にいらっしゃる。

○日野介護保険計画課長 清原先生が。

○野口委員長 清原先生、よろしくお願ひいたします。

○清原委員 ありがとうございます。杏林大学客員教授の清原慶子です。発言の機会をいただいで感謝いたします。

まず最初に申し上げます。本日参考資料2に示されておりますように、大西老健局長を中心に、昨年11月に私たちが取りまとめたものを受けてしっかりと着実に実行されるように、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について」通知をしていただきました。このことにまず感謝申し上げます。私は自治体の市長経験者として、宛先が「各都道府県知事 各市区町村長」となっていることにも実は意味があるということをお知らせしたいと思います。ある省庁の場合には各都道府県知事、政令市指定都市まで伝達して、その後、各都道府県から市区町村長に伝達が行くというケースもありますが、介護保険については、市区町村長が保険者でもあるということを尊重してこのような通知を出していただいているので、隅々まで迅速に通知が届いたであろうということをお願ひして、まず

このような省令等の公布の手続を進めていただいた介護保険担当の皆様をはじめ、老健局長の御努力に感謝したいと思います。

その上で、本日進捗状況について報告をしていただいたものについて、3点コメントをさせていただきます。1点目は、本日のこの報告の大きな趣旨というのは、資料1の3ページの私たちの取りまとめの「今後の進め方」というところに、私たちが専用の窓口に出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるために、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益であるということから、進捗状況を整理していただいたわけですが、この報告の中にこれから私たちが改めて検討しなければいけない種が見えるなど思ったのです。

その一つが14ページです。専用窓口には受付対象以外のいろいろな要望が寄せられたわけですが、様式・添付書類に関連する要望やシステムに関連する要望以外に、その他の要望ということを整理していただきました。この内容を見てみますと、今、委員の皆様が多く発言されましたローカルルール等にも関連するような内容も入っていますが、いっぱい丸があるので、例えば「要支援ケアプランと要介護ケアプランの書式を統一することや、読み替えを可能にすることにより効率化が図れると思う」とか、「加算の種類が多すぎて複雑である」とか、「関係書類の保存方法や保存期間についてもローカルルールが発生している」とか、「情報開示までの期間は、保険者によって違いがある」という指摘などが関連してくると思います。

特に注目したのが「事故報告書の書式を統一してほしい。またメールによる報告も可能にしてほしい」ということです。このたび4月10日に公表された厚生労働省の委託調査に「特別養護老人ホーム（特養）など介護施設・事業所での事故に関する調査」というのがあります。新聞報道もされていますが、2022年10月、全国の1,630市区町村を対象に実施して、801の市区町村から回答を得ていらっしゃるようです。そして、回答した自治体の約3割が事業者からの報告の集計や要因分析を行っていなかったということが分かりました。厚労省は介護事故の情報を国と自治体が協力して一元的に集計・分析する仕組みを構築する準備を既に進めているわけです。介護現場で死亡や入院の必要な事故が起きた場合、事業者は市区町村に内容報告義務があるわけですが、この事故情報の集計・分析の有無についても約3割、223の自治体を実施していなかったということも分かりました。

その中で集計・分析の課題では、職員不足を挙げたのが約6割と最多だったということです。約4割の自治体が再発防止に向けた助言など施設への支援を行っていなかったと。ここで何のための文書負担軽減かと言えば、やはり目の前にある命にかける時間を有効にするために、少なくともできる文書負担の軽減化は図るということだろうと思いますので、命の現場である介護の現場でこの文書負担軽減の効果が発揮されて、このような事故報告なども100%になるように推進できたらなと思った次第です。

2点目は「電子申請・届出システム」導入スケジュールについてです。17ページ以降に

このようなタイムスケジュールが描かれていて、多くの委員の皆様も、18ページ、まだまだ100%になっていないし、「その他」が多いことへの懸念を表明されました。私も思うのですが、しかし、この間着実に調査するたびに数値は上昇傾向を示しているということもうかがえます。これは徐々にではありますけれども、やはり関心が高まっている。ある程度の比率になると加速化する可能性を感じています。国ではおとしデジタルガバメントの方針を明確に示し、しかも総務省は昨年、自治体DX推進計画を改定しています。各自治体においては、多くの事務事業を適切にデジタルトランスフォーメーション等することによって、事務効率を上げるだけではなくて、行政サービスの質の向上を図ろうとしています。介護保険分野には国による標準化が示されているメリットがあるわけですので、ぜひそのメリットをさらにさらに強く周知することによってこの比率を高めていくように、好事例の紹介なども含めて進めていければと思います。

3点目ですが、委員の皆様の御発言をお聞きしていて、私も地域における独自ルールについて、今後どのように尊重しつつ、しかし適切な標準化を図っていくかということが大きな課題であるということを再確認しました。この間、事務局におかれましては調査及びヒアリングをしていただきました。生の声も聞いていただきました。それをホームページで迅速にアンケート調査とともに公表していただいています。その上でプッシュ型で例えば今、提示されているこの情報システムについても、回答が十分でない自治体にはさらなる情報提供を行うなど説明を尽くしていただいています。そのことの御努力をぜひ継続していただければなと思います。

また、24ページには、今回委員の皆様とも議論した上で、保険者機能強化推進交付金についても介護保険保険者努力支援交付金についても評価指標をよりインセンティブの機能が発揮できるように改正をしました。更新をしました。このことが少なからず効果を表しているのではないかなと推測しています。

また、26ページのところで、これも多くの委員の皆様が御指摘になりましたが、そうは言っても、例えば加算の添付文書の取扱いなどについてはまだまだ創意工夫が必要で、好事例の共有によって各自治体の御苦労が、あるいは国の事務が簡素化されるのではないかなとも思っています。特に更新申請時や加算の届出時における文書負担についての軽減は多くの関心のあるところで、早速好事例を公表していただいているということですので、気をつけなければいけないのは、4月の時期、国はそれほどないとお聞きしましたが、自治体では異動が多くございます。したがって、これはチャンスでございます。新しく介護保険担当となられた方にこうした好事例をプッシュ型で見ていただくことによって、より改善に向けた動機づけが強められるのではないかなと思います。そして、事業者の皆様と介護保険担当の自治体の皆様とがそれぞれウィン・ウィンでなければいけないということは、小泉委員も木下委員もおっしゃってくださって、本当にそのとおりだと思います。そのことが最終的に介護保険を利用される当事者のプラスになる、メリットになるということですので、ぜひこの進捗状況を引き続き把握していただきまして、また私た

ちの専門委員会で共有をして、よりよい方向を御提案できればと思いました。

以上です。どうもありがとうございます。

○野口委員長 清原委員、どうもありがとうございました。

遠藤委員も御指摘になりましたけれども、事故報告は一つ大きなテーマになろうかと思
います。あとは独自ルールですね。今日はほとんどの委員の方がメンションされましたが、
こういったところが非常に大きな問題になろうかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。今、清原委員からこの委員会の今後の方向
性についても御提案をいただいたと思うのですが、事務局様のほうで本日の皆様か
らの意見の中で、これは補足をしておきたいという部分はございますでしょうか。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

こちらのほうからは特段追加するようなことはございませんので。ありがとうございます。

○野口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、いかがですか。大丈夫ですか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。審議をこれで終了させていただき
たいと思いますが、事務局様におかれましては、本日の議論を踏まえて、引き続き積み残し
た課題と新たな課題について御検討いただき、具体的な取組を進めていただきますよう
によろしくお願い申し上げます。

本日は皆様、どうもありがとうございました。

最後に、次回の専門委員会の日程について、事務局様より御説明をよろしくお願いいた
します。

○日野介護保険計画課長 事務局でございます。

次回の委員会の日程につきましては、追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○野口委員長 それでは、本日の専門委員会はこれで終了とさせていただきます。どうも
ありがとうございました。